

青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱

(令和2年3月25日制定、令和2年4月1日施行)

(令和2年4月28日改正、令和2年5月1日施行)

(令和2年6月12日改正、令和2年6月15日施行)

1 目的

この制度は、企業倒産等により影響を受ける県内中小企業者の連鎖倒産を防止するとともに、売上の減少等により資金繰りが悪化している県内中小企業者の経営の安定を図るほか、令和2年新型コロナウイルス感染症などの災害等による影響の拡大により、著しい信用収縮が生じた中小企業者に対し円滑な資金供給を行い、事業継続や経営の安定を図ること及び事業再生に取り組む中小企業者を支援することを目的に実施する。

2 融資対象

県内に事業所を有し、原則として1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかの要件に該当するもの。ただし、(3)①、③及び④においては事業開始後1年未満の中小企業者を含むものとする。

(1) 連鎖倒産枠

倒産企業に対し売掛債権等を有しているもの又は倒産企業との取引依存度が10%以上であるもの

(2) 経営安定枠

- ① 最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益（以下「売上高等」という。）が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少しているもの
- ② 売掛債権回収の長期化（又は不能）又はその他の事由により、経営の安定に支障を生じているもの
- ③ 原油価格の上昇により事業活動に影響を受けており、最近3か月間の売上高等が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少しているもの
- ④ 原油価格の上昇により事業活動に影響を受けており、最近1か月間の売上高等が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれるもの

(3) 災害枠

- ① 別に県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じているもの
- ② 東日本大震災により事業活動に影響を受けており、次のいずれかの要件を満たすもの（以下「東日本大震災中小企業経営安定枠」という。）
 - ア 東日本大震災の影響により、最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同時期と比較して10%以上減少しているもの
 - イ 東日本大震災の影響により、最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同時期と比較して5%以上10%未満減少しているもの
 - ウ 東日本大震災の影響により、売掛債権回収の長期化又は不能が生じているもの
- ③ 令和2年新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けており、次のいずれかの要件を満たすもので、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）（以下「保険法」という。）第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除くもの。（以下「新型コロナウイルス感染症対応資金」という。）
 - ア 保険法第2条第5項第4号の規定によるセーフティネット保証4号の認定（令和2年新型コロナ

ウイルス感染症に係るものに限る。)を受けたもの

イ 保険法第2条第5項第5号の規定によるセーフティネット保証5号の認定(売上高等の減少を要因としないものを除く。)を受けたもの

ウ 保険法第2条第6項の規定による危機関連保証の認定(令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)を受けたもの(※1)

④ 令和2年新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている小・中規模事業者(個人事業主かつ小規模事業者(※2)を除く。)で、かつ保険法第2条第5項第5号の規定によるセーフティネット保証5号の認定(売上高等の減少を要因としないものを除く。)を受けたもので、売上高等の減少が15%未満のもの。(以下「青森県新型コロナウイルス感染症特別対策資金」という。)

(※1) 本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱(平成29年10月25日付け20171023中庁第1号)を適用しないものとする。

(※2) 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。))を主たる事業とする事業者については5人以下)以下のもの。

(4) 事業再生枠

金融機関や再生支援機関等の支援が得られており事業の再建に合理的見通しが認められるものとして、法的な再建手続きを行い、又は再生支援機関等の指導等を受けて事業再生を図るもの

3 融資条件

(1) 資金使途、融資限度額、融資期間、融資利率

融資対象	資金使途	融資限度額(※3)	融資期間 (うち据置期間)	融資利率(※4)
2(1)	運転資金	3,000万円	10年以内(2年以内)	取扱金融機関所定利率から年0.8%引き下げた利率(但し、下限を年1.4%とする。)
2(2)	運転資金	4,000万円	10年以内(2年以内)	
2(3)①	運転資金 設備資金	4,000万円	10年以内(2年以内)	年0.9%
2(3)②	運転資金 設備資金	8,000万円	10年以内(2年以内)	ア 年0.7% イ及びウ 年0.9%
2(3)③	運転資金 設備資金 (※6)	4,000万円	10年以内(5年以内)	年0.9%(但し、令和2年1月28日以前に貸付実行された借入金に係る借換については、取扱金融機関所定利率から年0.8%引き下げた利率(上限1.9%、下限1.4%)とする。(※8))
2(3)④	運転資金 設備資金 (※7)	4,000万円	10年以内(5年以内)	年0.9% (※9)

2(4)	運転資金 設備資金 (※5)	3,000万円	10年以内(2年以内)	取扱金融機関所定利率
------	----------------------	---------	-------------	------------

(※3) 2(1)から(4)はそれぞれ別枠とする。また、2(3)において①、③及び④は合計で4,000万円を融資限度額とし、②は別枠とする。

なお、2(3)①、③及び④の融資限度額については、令和2年6月15日保証申込受付分から適用する。

(※4) 融資を行った金融機関に対して、四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出する場合は、上記利率(2(3)を除く。)からさらに年0.5%割引(以下「経営力向上割引」という。)する。この場合、融資利率の下限を年0.9%とする(2(4)を除く。)。但し、返済途中において、別に定める割引適用要件を欠くに至った以降は、経営力向上割引の適用を除外するものとする。

(※5) 2(4)のうち、青森県信用保証協会(以下「信用保証協会」という。)が中小企業者の資金繰りの改善、経営の安定のために必要と認めたときは、金融機関からの信用保証協会付きの借入金を本制度の融資金で返済(借換え)することができる。

(※6) 2(3)③は、信用保証付きの借入金を本制度の融資金で返済(借換え)することができる。また、借換保証制度要綱(平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号)の定めにかかわらず、次のア又はイの保証を責任共有制度の対象外(100%保証)となる本制度の保証で借換えすることができる。なお、次のウ又はエに該当する場合を除き、本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできないものとする。

ア 令和2年1月29日以降から本制度取扱い開始日前日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証

イ 責任共有制度の対象となる本制度の保証

ウ 責任共有制度の対象となる本制度の保証を、責任共有制度の対象外(100%保証)となる本制度の保証で借換える場合

エ 法人代表者の連帯保証が付された本制度の保証を、経営者保証免除対応(※10)を適用した本制度の保証で借換える場合

(※7) 2(3)④は、令和2年1月29日以降から本制度取扱い開始日前日までに貸付実行されたもので、申込時点においてセーフティネット保証5号の認定を受けているものに限り、本制度の融資金で返済(借換え)することができる。

(※8) 2(3)③により、売上高等の減少率が15%以上の事業者、2(3)③イに該当する個人事業主かつ小規模事業者(※2)である事業者が融資を受けた場合は、取扱金融機関に対し、貸付から3年の間に生じる利子について、融資残高に対して3(1)に定める融資利率の割合で算定した額を利子補給することとし、利子補給の諸条件については取扱要領の定めによる。

(※9) 2(3)④による融資を受けた場合は、取扱金融機関に対し、貸付から3年の間に生じる利子について、融資残高に対して3(1)に定める融資利率の割合で算定した額を利子補給することとし、利子補給の諸条件については取扱要領の定めによる。

(※10) 2(3)③において、次のア及びイを満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除する。

ア 直近の決算書が資産超過であること

イ 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

(2) 融資形式 手形貸付又は証書貸付

(3) 償還方法 一括払い又は割賦償還とする。また、2(3)③及び④については、原則として元金均等返済方式とし、約定返済日は原則として5日、15日、25日のいずれかとする。但し、融資期間が1年以内の場合は一括払いでも差し支えないものとする。

(4) 保証料率 次に定める信用保証料率とする。

ア 無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用の場合は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用する。但し、個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって貸借対照表及び損益計算書がない場合は、区分⑤の料率を適用する。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

イ 保険法に規定するセーフティネット保証1号～4号及び6号に該当する場合は年0.95%、同保証5号、7号及び8号に該当する場合は年0.86%、災害関係保証及び東日本大震災復興緊急保証（以下「震災緊急保証」という。）に該当する場合は年0.7%とするなど、特例保証に該当する場合は、信用保証協会所定の保証料率を適用する。但し、2(3)③については、年0.85%とし、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%を上乘せする。

ウ 2(4)のうち、事業再生円滑化関連保証に該当する場合は年1.76%とするほか、事業再生保証に該当する場合は年2.2%とする。

エ 責任共有保証料率が適用される保証（一括支払契約保証を除く。）において、会計参与設置会社は0.1%割引する。但し、2(3)③を除く。

オ 原則として担保保全率が100%以上の場合は0.1%割引する。ただし、保証料補給がある場合は補給割合に関わらず、担保割引は適用しない。

カ 2(3)①のうち、県が災害等に指定した「令和2年新型コロナウイルス感染症」に該当する融資を受けた事業者の保証料、及び2(3)④で融資を受けた事業者の保証料については、当該年度の「新型コロナウイルス感染症金融対策事業費補助金交付要綱」に定められた計算方法に従い、予算の範囲内において県が信用保証協会に補助する。但し、補助対象は、セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号又は危機関連保証のいずれかの保証制度を適用したものに限り、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については県の補助の対象外とする。

キ 2(3)③で融資を受けた事業者のうち、売上高等の減少率が15%以上のもの、2(3)③イで融資を受けた事業者のうち個人事業主かつ小規模事業者（※2）である事業者の保証料については、全額を国が補助し、それ以外のものについては2分の1を国が補助する。但し、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。

ク 別表に掲げる市町村の中小企業者は、カ（県による保証料補助）に加え、当該別表に掲げる条件等により、当該市町村の予算の範囲内において保証料の補助（又は補給）を受けることができる。

(5) 東日本大震災復興緊急保証の適用

本制度は震災緊急保証を適用することができるものとする。

(6) 保証人及び担保

保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。また、2(3)③における経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

担保は、必要に応じて徴求する。但し、2(3)③及び④においては、無担保とする。（既設定根抵当権を除く。）

4 取扱金融機関

青森県内に本店若しくは支店を有する金融機関のうち、この制度に賛同する金融機関

5 融資の手続き

- (1) 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度申込書（以下「申込書」という。）（様式第1号）に関係書類を添えて、取扱金融機関に提出するとともに、取扱金融機関所定の手続きにより取扱金融機関に申し込むものとする。
- (2) 2(3)③及び④の申込者は、申込書のほか、保険法第2条第5項第4号、同条同項第5号又は同条第6項の規定による市町村長の認定書及び2(3)③において経営者保証免除対応を適用する場合は別に国が定める経営者保証免除対応確認書を添付するものとする。
- (3) 当該融資申込みにあわせて3(1)の経営力向上割引を申し込む場合は、確認書（様式第2号）を提出するものとする。
- (4) 取扱金融機関及び信用保証協会は、融資の申込を受けた時はこれを審査し、融資又は保証承諾の可否を決定するものとする。

6 経営相談指導の実施

- (1) 5により融資を受けた者は、申込書に記載した売上高等の増加や資金繰りの改善（緩和）、経営の安定等が計画どおり図られるよう、商工会議所又は商工会の経営相談指導を受けるものとする。
- (2) 信用保証協会は、翌月の20日までに申込書の写しを県に提出するものとする。
- (3) 県は当該申込書の写しを、申込者が所在する地区の商工会議所又は商工会に提供するものとする。

7 試算表等の提出

3(1)の経営力向上割引の適用を受けた者は、四半期に一度、各四半期の翌月末までに試算表及び資金繰り表を、融資を受けた金融機関に対して提出しなければならない。

8 報告

- (1) 信用保証協会会長は、毎月の貸付状況について、取扱要領に定めるところにより報告するものとする。
- (2) 取扱金融機関は、新型コロナウイルス感染症対応資金及び青森県新型コロナウイルス感染症特別対策資金を3(1)により貸付から3年の間で無利子で融資した場合には、取扱要領の定めるところにより県に報告するものとする。

9 期中管理

取扱金融機関は、新型コロナウイルス感染症対応資金及び青森県新型コロナウイルス感染症特別対策資金について、据置期間が1年を超える場合、据置期間中モニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。但し、報告について、令和2年12月31日までは当該報告を猶予することができる。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

10 預託

県は、この制度の円滑な運営のため、融資の進捗状況等を勘案し、予算の範囲内において取扱金融機関に対して、別に定める利率で適宜預託を行うものとする。

11 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

但し、2(3)③及び④については、令和2年5月1日から令和2年12月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ同年5月1日から令和3年1月31日までに融資実行するものとする。

12 その他

- (1) この制度の略称を(定)とする。
- (2) この要綱等に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、県が必要に応じて関係機関の意見を聴取する等して定めるものとする。